

告 示 第1529号

令和7年12月26日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

令和8年度鹿児島市建設工事等に係る競争入札参加資格及び競争入札参加資格審査申請書の追加受付について（公示）

令和8年度において鹿児島市が発注する建設工事の請負契約並びに建設工事に付帯する測量、調査及び設計の業務の契約に係る競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者（以下「競争入札参加者」という。）に必要な資格について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、次のとおり定めたので、同令第167条の5第2項及び第167条の11第3項の規定により公示します。

なお、令和7・8年度鹿児島市建設工事等競争入札参加有資格者名簿に登載されていない者で当該競争入札に参加しようとするものは、令和8年度鹿児島市建設工事等に係る競争入札参加申請書（以下「申請書」という。）を下記の要領で提出してください。

記

1 競争入札参加者に必要な資格及び審査

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 鹿児島市契約規則（昭和60年規則第25号）第2条第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 建設業にあっては、次のいずれにも該当する者であること。

ア 鹿児島市建設工事等競争入札参加有資格業者名簿に登載を希望する建設工事について、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の規定による許可を有する者であること。

イ 鹿児島市建設工事等競争入札参加有資格業者名簿に登載を希望する建設工事について、法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（審査基準日が競争入札参加資格審査の申請をする日の1年7か月前の日以降のものであること。）を受け、法第27条の29第1項に規定する総合評定値の通知を受けている者であること。

ウ 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第3項に規定する適用事業所の事業主にあっては、同法第48条の規定による被保険者の資格の取得に関する届出を行ってい

る者であること。

エ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第6条第1項に規定する適用事業所の事業主にあっては、同法第27条の規定による被保険者の資格の取得に関する届出を行っている者であること。

オ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業を行う事業主にあっては、同法第7条の規定による被保険者となったことの届出を行っている者であること。

(4) 測量業にあっては、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項に規定する測量業者としての登録を受けていること。

(5) 建築設計業にあっては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項に規定する建築士事務所としての登録を受けていること。ただし、同法第3条第1項及び第3条の2第1項に規定されている建築物以外の建築物の設計又は工事監理については、この限りでない。

(6) 不動産鑑定業にあっては、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条に規定する不動産鑑定業者としての登録を受けていること。

(7) 競争入札に参加しようとする者の工事施工能力の審査は、工事の種類ごとに次に掲げる事項について行うものとし、格付については、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事及び造園工事についてその審査結果を総合的に勘案し、必要な等級に区分するものとする。

ア 法第27条の29第1項に規定する総合評定値の点数

イ 工事成績

ウ 市工事施工高

エ 登録年数

オ 減点要素

カ その他の加算要素

2 申請書の受付要領

(1) 申請書の受付期間等

ア 受付期間

令和8年1月27日（火）から同年2月6日（金）まで（当日消印有効。持参の場合は、土曜日及び日曜日を除き、午前8時45分から午後4時30分まで）

イ 申請書の提出方法

郵送又は持参

(2) 申請書類

ア 一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（様式あり）

イ 業者登録票（様式あり）

ウ 添付書類（別表に記載のとおり）

申請書類の様式は、鹿児島市ホームページ（<https://www.city.kagoshima.lg.jp/>）において入手することができる。

(3) 申請書の受付場所及び問い合わせ先

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市企画財政局財政部契約課工事契約係（本館3階）

電話 099-216-1163

ファックス 099-216-1164

3 その他

(1) 名簿登載

競争入札に参加する資格があると認めた者については、鹿児島市建設工事等競争入札参加有資格業者名簿に登載する。

(2) 名簿の有効期間

作成された名簿の有効期間は、令和9年3月31日までとする。ただし、令和9年度以降の申請書を提出している場合に限り、市長が新たに令和9年度以降の鹿児島市建設工事等競争入札参加有資格業者名簿を確定するまでの間は、その効力を有するものとする。